

# 群馬県障害者芸術文化活動支援センター運営事業

## における業務委託企画提案要領

本要領は、「群馬県障害者芸術文化活動支援センター運営事業」の契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

群馬県障害者芸術文化活動支援センター運営業務

### 2 業務の趣旨・目的

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県内の障害者の芸術文化活動支援の拠点となる「群馬県障害者芸術文化活動支援センター」を運営し、障害者の芸術文化活動の普及を支援する。

### 3 業務の内容

別添仕様書のとおり

### 4 費用の上限額

11,560,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・応募に要する経費は事業者の負担とする。

### 5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・群馬県内に主たる事務所を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であること
- ・群馬県内で障害者の芸術文化活動に係る取組の実績を有していること、又は関連する領域の中間支援組織としての実績を有していること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ・破産宣告を受け復権していない者ではないこと

- ・銀行取引停止処分を受けている者ではないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

## 7 スケジュール

### (1) 企画提案募集

令和8年2月5日（木）～2月27日（金）

### (2) 参加申込期限

令和8年2月19日（木） 午後5時（必着）

※詳細は、下記8のとおり

### (3) 質問受付

令和8年2月5日（木）～2月19日（木）

※詳細は、下記9のとおり

### (4) 応募期限

令和8年2月27日（金） 午後5時（必着）

※詳細は、下記10のとおり

### (5) 審査会

令和8年3月5日（木）

※詳細は、下記11のとおり

### (6) 事業者決定

令和8年3月中旬

## 8 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は参加申込書（様式1）をメールにて提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年2月19日（木） 午後5時（必着）

### (2) 提出先

Email:shougai@pref.gunma.lg.jp

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課社会参加推進係

※件名を「【参加申込】応募事業者名/群馬県障害者芸術文化活動支援センター

運営事業」としてください。

※Eメールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。

（電話）027-226-2634

## 9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年2月5日（木）～2月19日（木）午後5時まで

(2) 質問様式

様式2による

(3) 質問方法

電子メールによる

※Email:shougai@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【質問事項】応募事業者名/群馬県障害者芸術文化活動支援センター運営事業」とすること。

※Eメールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。

（電話）027-226-2634

(4) 提出先

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課社会参加推進係

(5) その他

質問に対する回答は、令和8年2月19日（木）までに参加申込書の提出があった事業者全てに対し、電子メールにて回答します。

## 10 応募方法

(1) 提出書類

① 応募申込書（様式3）

② 企画提案書（様式4、様式4別紙）

③ その他添付資料

- ・法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行された、「現在全部事項証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれか。コピー可）
- ・決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））
- ・誓約書（様式5）
- ・その他の資料（法人の概要、過去の実績等がわかるパンフレット等）

(2) 提出方法・提出期限

① 提出方法：電子メール（添付ファイルが7MBを超える場合、ファイル共有システムにて提出を依頼するため、事前に障害政策課あて連絡してください）

② 提出期限：令和8年2月27日（金）午後5時必着

(3) 提出先

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課社会参加推進係

※提出後、以下まで必ず連絡願います。

（電話）027-226-2634

#### (4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

#### (5) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は応募者の負担とする。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にする。
- ・提出後に辞退する場合は、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出すること。

## 11 審査

#### (1) 選考方法

提出書類及びプレゼンテーション審査会の内容により実施する。

#### (2) 審査日

令和8年3月5日（木）

※集合時間等詳細は、各応募者に通知する。

#### (3) 審査会場

群馬県庁2階ビジターセンター講師控室

#### (4) 審査基準

##### ○業務の実施体制

- ・人員体制が整っており、事業の進捗管理が適切に行える体制となっているか。

##### ○業務の実施内容（基本方針）

- ・基本方針が事業目的に合致しているか。

##### ○業務の実施内容（業務内容）

- ・関係機関及び地域の様々な関係者等とのネットワークづくりを推進する提案となっているか。
- ・障害者等から芸術文化活動に係る各種相談を受け付け、相談内容に応じて関係機関と連携するなど適切に支援する体制となっているか。
- ・研修会等が効果的に実施され、障害者の芸術文化活動を支援する人材の育成に寄与する提案となっているか。
- ・表現活動の発表機会が確保され、地域における障害者の活躍・交流の場が広がるとともに、発表を通じて鑑賞者に新たな価値を提供する提案となっているか。
- ・県内の芸術文化活動に関する情報を広く収集し、適切かつ効果的に情報発信する提案となっているか。

##### ○同種業務の経験又は技術的適性

- ・障害者の芸術文化活動の支援に関して十分な経験やノウハウ等があるか。

##### ○業務に要する経費及びその内訳

- ・事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、業務内容や効果等からみて適切であること。

## 12 受託予定者の選定及び契約

- (1) 審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行った者を本事業の契約相手方の候補者とする。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- (2) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (3) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。

## 13 選定結果の通知

企画提案書の提出があった全ての事業者に対し、文書により通知する。

## 14 その他留意事項

- (1) 令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合、その他県の都合により、本件プロポーザル手続きについて変更、停止等の措置を行うことがある。
- (2) 法人の事業に資金を提供する補助事業・助成事業とは異なるので留意すること。
- (3) 本事業は、厚生労働省の「障害者芸術文化活動普及支援事業」の国庫補助金を受けて実施する事業であるため、法令、国、県の会計、財務規定等に従った処理を行うこと。
- (4) 適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本事業に関する証拠書類は事業終了後5年間保存するものとする。
- (5) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で他の目的には使用しない。
- (6) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。